

2015年5月18日策定

2018年10月2日改定

早稲田大学における公的研究費に関する不正使用防止計画

2014年2月18日に文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（2007年2月15日制定、以下「ガイドライン」という。）が改正され、不正使用防止計画の策定および計画に基づく諸施策の実施が盛り込まれることとなった。本学では、過去に発生した事案に基づく不正発生要因の分析、将来的に発生し得る事案の予測、万一不正が発生した場合の影響等を勘案して、2015年5月18日に「早稲田大学における公的研究費に関する不正使用防止計画」（以下、「不正防止計画」という。）を策定し、これに基づく施策を実行してきた。

不正使用防止計画は、ガイドラインにより定期的な見直しが求められていることから、今般、下記のとおり更新する。

なお、不正防止計画の各項については、次のとおりである。

1～7：本学の基本方針

8：不正防止に向けた行動施策（2017年10月策定）の検証

9：新たな不正防止に向けた行動施策

記

1. 目的

不正防止計画は、本学において公的研究費の適切な執行がなされるよう、基本方針・行動規範としての諸規程等を踏まえ、公的研究費の適切な運営・管理を実施し、研究費の取扱いに係る不正行為を防止することを目的とする。

2. 不正防止計画の取組方針

- (1)不正防止計画において、本学における公的研究費の運営・管理についての責任体制を示し、各責任者の責任と役割を明確にする。
- (2)不正防止計画は、本学における公的研究費の運営・管理に係る実態の検証結果に基づき、不正を発生させる要因に対し優先的に取り組むべき事項を具体的に定めるものとする。
- (3)不正防止計画は、本学における不正防止計画の実施状況、改善状況ならびに文部科学省をはじめとする関係各省庁または他機関等からの情報および対応状況等を勘案して、適宜見直しを行うものとする。

3. 公的研究費の運営・管理の責任体制

公的研究費の運営・管理の責任体制の明確化のため、「研究活動に係る不正防止および不正行為への対

応に関する規程]第3条の2ないし第3条の4に基づき、各責任者の責任と役割を以下のように定める。

(1)最高管理責任者：総長

- 1)公的研究費の取扱いに関する不正防止対策の基本方針を策定・周知する
- 2)不正防止計画に基づく対策の実効性を担保するため、必要に応じて基本方針の見直し、必要な予算や人員配置などの措置を講じる

(2)統括管理責任者：研究推進担当理事

- 1)不正防止対策の基本方針に基づく不正防止計画を策定・周知する
- 2)不正防止計画の実施および実施状況を確認する
- 3)不正防止計画の実施状況を最高管理責任者へ報告する

(3)研究倫理推進責任者：各箇所長

- 1)不正防止計画に基づく不正防止対策を実施・周知する
- 2)不正防止対策の実施状況を確認する
- 3)不正防止対策の実施状況を統括管理責任者へ報告する
- 4)自箇所の研究者等に対して、公的研究費の取扱いに係る不正行為の防止に関する研究倫理教育の受講を促進する
- 5)自箇所の研究者等に対する公的研究費の取扱いに係る不正行為の防止に関する研究倫理教育の受講状況の監督を行う
- 6)自箇所における公的研究費の管理・執行に係る監督を行う
- 7)必要に応じて、自箇所における公的研究費の管理・執行に関する改善指導を行う

4. 不正防止計画の周知

統括管理責任者は、策定した不正防止計画を最高管理責任者へ報告するとともに、各箇所の研究倫理推進責任者を通じて、公的研究費の運営・管理に関わる教職員等に周知する。

5. モニタリング

研究費の不正防止計画推進部署である研究推進部と内部監査部門である監査室は、公的研究費の適正な管理のため、大学全体の視点から、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が適切に具備されているか等、毎年度執行状況のモニタリングおよび監査を実施する。モニタリングにより得られた執行状況に関する情報をもとに、研究推進部にて不正を発生させる要因を整理、分析し、その結果を監査室と共有する。監査室は不正発生要因の分析結果をもとに監査計画を見直し、随時効率化・適正化を図る。

6. 不正防止に向けた制度改革の取組み

本学では、不正防止に向けた大学全体の取組みとして、組織の改編や研究費を一元的に管理する研究費管理システムの構築等の制度改革を進める。組織の改編としては、経理処理業務を専門的に取り扱うための組織の設置、および業務の移管を実施した。研究費管理システムの構築については、新たに研究支援・財務システムが2018年4月より稼働開始しており、公的研究費の執行に当たって、発注から支払までの一連の手続きについて一元管理する。

7. 不正を発生させる要因に基づく不正防止計画

前回行動施策として定めた公的研究費の不正使用を発生させる個々の要因への対策の検証を「8. 不正防止に向けた行動施策の検証」に示し、新たに策定した具体的な行動施策を「9. 不正使用防止に向けた行動施策」として示す。各行動施策については、今後も実施状況を把握し、継続的に施策の改善を図る。

これらの取組みに関する実施状況についての適切な情報発信を行って、本学の学術研究に求められる社会的責任を果たす。

8. 不正防止に向けた行動施策の検証

前回、不正の発生要因（リスク）に応じて立案した行動施策の実施結果を検証し、下表にまとめた。各々の行動施策は確実に実施され、リスク低減に寄与していることが確認できる。

ガイドラインの項目	不正の発生要因（リスク）	発生要因に対する行動施策	行動施策の実施結果	担当部門
<p>適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 （ルールの特明確化・統一化と職務権限の特明確化） 【ガイドライン第2節(1)(2)】</p>	<p>・不正に当たる行為についての研究者の特理解不足等によって、ルールの誤解や拡大解釈等が生じ、不正行為が発生するリスク</p>	<p>・公的研究費に関する執行ルールや諸情報を記載した冊子『研究助成ガイド』および『公的研究費執行マニュアル』を改訂するとともに、これらの英訳を提供することにより、対象者を広げて認識の誤りの原因や、その対策等について周知を徹底する。</p> <p>・研究費の不正事例を分析し、不正の発生要因に応じて整理した結果をもとに、「研究費の特不適切使用に関する事例集」を更新し、周知する。</p>	<p>・執行管理の結果を集約し、公的研究費の使用ルールに関する認識の誤りに対して注意が喚起されるよう、『研究費執行マニュアル』を改訂した。また、『研究助成ガイド』については掲載内容を整理し、早稲田リサーチポータルWebサイトを新設し、これに統合した。</p> <p>・「研究費の特不適切使用に関する事例集」を改訂した。不正の事例をリスクに応じて分類し、各々の対応と併せて提示し、周知した。</p>	研究推進部
<p>適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 （関係者の意識向上） 【ガイドライン第2節(3)】</p>	<p>・不正行為に対する重大さについての認識不足によって、研究者が安易に不正行為を行うリスク</p>	<p>・「教職員セルフマネジメントセミナー」の内容を定期的更新し、受講の促進について会議体等積極的に機会を見つけて周知し、継続的に不正に当たる行為を知らしめる。</p> <p>・研究費の特不正使用を行わない組織風</p>	<p>・全学の研究者に対して、不正使用防止に係る研究倫理教育について、受講を促す周知を行った。</p> <p>・すべての公的研究費の運営・管理に関わる者から、公的研究費の特適正使用に関する誓約書を徴取した。</p>	研究推進部

		士を定着させるため、新たに公的研究費の運営・管理に関わることとなった者から公的研究費の適正使用に関する誓約書の提出を求める周知を定期的に行い、随時徴取する。		
適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (告発等の取扱い、調査および懲戒に関する規程の整備および運用の透明化) 【ガイドライン第2節(4)】	・不正の告発等に関する方法や告発者保護の制度が浸透していないことで、不正の告発を受ける可能性が低下し、研究者が安易に不正行為を行うリスク	・「研究活動に係る不正防止および不正行為への対応に関する規程」のQ&A や解説文書を適宜見直し、不正の告発対象や告発者保護、対応についてよりわかりやすく示し、周知する。	・「研究活動に係る不正防止および不正行為への対応に関する規程」のQ&A を改訂した。 ・Web サイト（早稲田大学研究倫理オフィス）および発行するリーフレット「学術研究倫理ガイド」等により周知した。	研究推進部 総務部
不正を発生させる要因の把握と、不正防止計画の策定・実施 【ガイドライン第3節】	・具体的な不正防止対策の策定・実施によって、関係者の不正防止に対する日常的な意識づけや、不正発生要因への対策を通じた牽制効果が発揮されないことで、不正が発生するリスク	・防止計画推進箇所における不正防止計画の進捗を確認し、不正防止対策を現状の不正発生要因に対応するように更新して、統括管理責任者に報告する。	・2017年10月3日付で「不正防止計画」を更新した。また不正防止対策に基づく施策を各箇所へ周知し、不正防止計画を実施した。その結果については、実施状況を防止計画推進部署にてとりまとめ、統括管理責任者に報告した。	研究推進部
研究費の適正な運営・管理活動 【ガイドライン第4節】	・予算執行状況の迅速なモニタリングを通じた、事務部門による一連の執行手続きに	・予算執行状況を速やかに把握し、執行状況をチェックできるよう、新財務システムを2018年4月より稼働させ	・新研究支援・財務システムを2018年4月より稼働させ、研究課題毎の適切な残高管理を実現した。	財務部 研究推進部

	<p>ついでに検証が不十分となることで不正が発生するリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引業者と研究者との癒着に対して、日常的な運営・管理上のチェックや注意喚起が徹底されないことで、取引業者への牽制が発揮されずに不正が発生するリスク 役務（委託費）において検収が行われていなかったことにより、委託業者との取引に対する牽制効果が発揮されないことで不正が発生するリスク 	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引に関するルールを示し、取引業者から研究不正等に関与しないこと等を誓約する誓約書を、毎年度新たな業者からも徴取する。 引き続き発注の特に多い業者に対し、年度末の集中的な予算執行等、不自然な取引等の確認を行う。 引き続き役務について検収範囲の対象とし、検収方法の周知を冊子・Web サイト・各種説明会等を利用して徹底する。 引き続き特殊な役務に関する検収の事後確認を定期的実施する。 「学外納品物件特別検収」およびサンプリングによる実地確認を継続実施し、引き続き検収における捕捉の精度を向上させる。 引き続き経理箇所、他キャンパスの検収デスク等の検収実態把握を行い、全体としての検収の『実効性向上』に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 7 月に、新たな取引業者から研究不正等に関与しないこと等を誓約する誓約書を徴取した。 3 月に、集中的な予算執行等、不自然な取引等の確認を行った。 「役務」の検収方法について、説明会や Web サイト等を通じて周知した。 「特殊な役務」に関する検収の事後チェックについては 2016 年度分を 2017 年 9 月に実施した。 2017 年度「学外納品物件特別検収」の実施件数は 450 件である（うちサンプリングによる実地確認件数 2016 年度下期分 5 件、2017 年度上期分 3 件）。 年度初めに実施している「検収印在庫確認」に合わせ、検収の実効性向上が図られているかを確認し、課題・改善余地等がある箇所について個別に指導を実施した。 	
モニタリングの在り方	新たに判明した不正発生要	引き続き、出張先への反面調査や、研	出張先への反面調査、研究補助者へ	監査室

<p>【ガイドライン第 6 節】</p>	<p>因のリスクに対して、リスクアプローチ監査が徹底されないことで、牽制効果が発揮されずに不正が発生するリスク</p>	<p>究補助者へのヒアリング、納品後の物品等の現物確認や、取引業者の帳簿との突合等の手法を含むリスクアプローチ監査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに不正発生要因が判明した場合は、上記以外にも要因に応じたリスクアプローチ監査の手法を追加する。 	<p>のヒアリング、納品後の物品等の現物確認、取引業者の帳簿との突合等の手法を含むリスクアプローチ監査を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな不正発生要因は見当たらなかった。 	
----------------------	---	--	--	--

9. 不正防止に向けた新たな行動施策

前回到定めた行動施策の検証結果をふまえて、不正の発生要因に応じたさらなる取り組みとして新たに下表の行動施策を定める。

ガイドラインの項目	不正の発生要因（リスク）	行動項目	発生要因に対する行動施策	担当部門
適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 （ルールの特明確化・統一化と職務権限の特明確化） 【ガイドライン第2節(1)(2)】	・不正に当たる行為についての研究者の特理解不足等によって、ルールの誤解や拡大解釈等が生じ、不正行為が発生するリスク	・使用ルールの周知 ・周知方法の特多様化	・公的研究費に関する執行ルールや諸情報を記載した『公的研究費執行マニュアル』を日英版ともに改訂し、認識の特誤りの原因や、その対策等について周知を徹底する。 ・研究費の執行における不適切事例を分析し、事例の発生要因に応じて整理した結果をもとに、「研究費の特不適切使用に関する事例集」を更新し、周知する。	研究推進部
適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 （関係者の意識向上） 【ガイドライン第2節(3)】	・不正行為に対する重大さについての認識不足によって、研究者が安易に不正行為を行うリスク	・研究倫理教育の実施および受講管理と受講率の特向上 ・不正を行わないこと等を盛り込んだ誓約書の提出	・「教職員セルフマネジメントセミナー」の内容を定期的に変更し、受講の特促進について会議体等積極的に機会を見つけて周知し、継続的に不正に当たる行為を知らしめる。 ・研究費の特不正使用を行わない組織風土を定着させるため、新たに公的研究費の運営・管理に関わることとなった者から公的研究費の特適正使用に関する誓約書の提出を求める周知を定期的に行い、随時徴取する。	研究推進部

<p>適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 （告発等の取扱い、調査および懲戒に関する規程の整備および運用の透明化） 【ガイドライン第2節(4)】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 不正の告発等に関する方法や告発者保護の制度が浸透していないことで、不正の告発を受ける可能性が低下し、研究者が安易に不正行為を行うリスク 	<ul style="list-style-type: none"> 告発窓口や方法の周知 	<ul style="list-style-type: none"> 「研究活動に係る不正防止および不正行為への対応に関する規程」のQ&Aや解説文書を適宜見直し、不正の告発対象や告発者保護、対応についてよりわかりやすく示し、周知する。 	<p>研究推進部 総務部</p>
<p>不正を発生させる要因の把握と、不正防止計画の策定・実施 【ガイドライン第3節】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な不正防止対策の策定・実施状況によって、関係者の不正防止に対する日常的な意識づけや、不正発生要因への対策を通じた牽制効果が発揮されないことで、不正が発生するリスク 	<ul style="list-style-type: none"> 不正防止対策の策定と公表、実施 	<ul style="list-style-type: none"> 防止計画推進箇所における不正防止計画の進捗を確認し、不正防止対策を現状の不正発生要因に対応するように更新して、統括管理責任者に報告する。 	<p>研究推進部</p>
<p>研究費の適正な運営・管理活動 【ガイドライン第4節】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 予算執行状況の迅速なモニタリングを通じた、事務部門における一連の執行手続きについての検証が不十分となることで不正が発生するリスク 取引業者と研究者との癒着に対して、日常的な運営・管理上のチェックや注意喚起が徹底されないことで、取引業者への 	<ul style="list-style-type: none"> 予算執行状況の把握と管理 取引業者への取引ルールの周知、誓約書の徴取 検収の実効性の向上 検収方法の周知徹底と高度化 	<ul style="list-style-type: none"> 新財務システムを用いた予算執行状況の管理の必要性について、通知や説明会等により各箇所へ浸透させる。 新財務システムの稼働に合わせて、検収業務がこれに適切に適合するように業務改善を行う。 取引に関するルールを示し、取引業者から研究不正等に関与しないこと等を誓約する誓約書を、毎年度新たな業者からも徴 	<p>財務部 研究推進部</p>

	牽制が発揮されずに不正が発生するリスク		<p>取る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注の特に多い業者に対し、年度末の集中的な予算執行等、不自然な取引等の確認を行う。 ・「役務」の検収方法の周知を冊子・Web サイト・各種説明会等を利用して徹底する。 ・「特殊な役務」に関する検収の事後チェックを定期的実施する。 ・「学外納品物件特別検収」およびサンプリングによる実地確認を継続実施し、検収における捕捉の精度を向上させる。 ・経理箇所、他キャンパスの検収デスク等の検収実態把握を行い、全体としての検収の『実効性向上』に努める。 	
モニタリングの在り方 【ガイドライン第6節】	・新たに判明した不正発生要因のリスクに対して、リスクアプローチ監査が徹底されないことで、牽制効果が発揮されずに不正が発生するリスク	・不正発生要因に応じたリスクアプローチ監査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・出張先への反面調査や、研究補助者へのヒアリング、納品後の物品等の現物確認や、取引業者の帳簿との突合等の手法を含むリスクアプローチ監査を実施する。 ・新たに不正発生要因が判明した場合は、上記以外にも要因に応じたリスクアプローチ監査の手法を追加する。 	監査室

以上